

帯広市耐震改修促進計画 概要版

1 計画策定の背景と目的

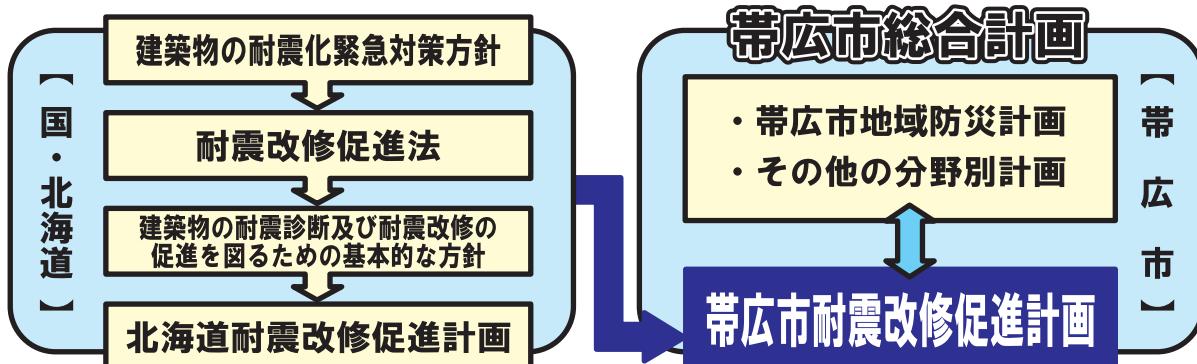
(1) 計画の背景

- 平成7年に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）が制定されました。
- 近年、大規模地震が頻発し、どこで地震が発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広まってきています。
- これを受けて、平成18年1月に「耐震改修促進法」の改正法が施行され、国及び地方公共団体による計画的な耐震化の推進や建築物に対する指導等の強化が位置づけられました。

(2) 計画の目的

- 地震による建築物の倒壊被害から市民の生命および財産に対する被害を未然に防止することを目的とします。

(3) 計画の位置づけ



(4) 計画の期間

- 国の基本方針および北海道耐震改修促進計画との目標年次の整合を図り、平成20年から平成27年までの8年間とします。

2 帯広市で想定される地震による被害状況

(1) これまでの地震発生の概要

- 帯広市周辺では、昭和27年及び昭和37年の十勝沖地震、昭和45年の日高山脈南部地震、昭和62年の日高山脈北部地震、平成5年の釧路沖地震、さらに、平成15年の十勝沖地震と大きな被害を及ぼした地震が発生しています。

(2) 帯広市における地震の想定

- 帯広市において想定される地震として、中央防災会議で想定する地震の「十勝沖・釧路沖の地震」、内陸型活断層による地震の「十勝平野断層帯主部の地震」、「全国どこでも起こりうる直下の地震」の3つの地震を想定します。

(3) 建物被害の想定

- 帯広市で想定する3つの地震を、地区ごとに震度を重ね合わせ最大震度を抽出し、その地震の揺れをもとに、建築年次別データと全壊率を用いて建物被害を想定します。

3 住宅・建築物の耐震化の目標

耐震化の状況



平成27年耐震化の目標



目標
90%
→

- 住宅及び多数の市民が利用する建築物の耐震化率を、平成27年までに90%とすることを目標とします。住宅については、総数約78,400戸のうち約65,100戸（耐震化率83.0%）の住宅が、耐震性を有していると推計されます。また、多数の市民が利用する建築物については、620棟のうち457棟（耐震化率73.7%）の建築物が、耐震性を有しているものと推計されます。
- 平成27年までに耐震化率を90%とするためには、住宅総数約86,300戸に対して耐震性を有する住宅戸数を約77,700戸にする必要があります。新築や解体を加減して耐震改修が必要な戸数は約1,900戸となります。また、多数の市民が利用する建築物は総数約690棟に対して耐震性を有する棟数を約620棟にする必要があります。住宅と同様に耐震改修が必要な棟数は約60棟となり、耐震改修及び建て替え促進を図る必要があります。

4 住宅・建築物の耐震化に向けた施策

(1) 安心して耐震化を進められる環境の整備

① 耐震診断・耐震改修に係わる相談体制の整備	相談窓口の開設し、多様な相談に対応
② 耐震診断・耐震改修に係わる情報提供の充実	パンフレット、帯広市HPや広報おひひろの活用
③ 耐震診断・耐震改修のための所有者への支援	耐震化促進のための補助・融資の支援※
④ 住宅売買時における耐震化の促進	重要事項説明における耐震性能等に関する情報の提供
⑤ 耐震改修促進税制の普及	所得税額の特別控除に必要な証明書の発行
⑥ 地震時に通行を確保すべき道路の指定	指定された沿道建築物の耐震化促進

※●耐震診断・耐震改修に係る補助に加えて改修費用への融資の支援を検討します。
●住宅のリフォームや増改築工事は、耐震改修を実施する好機であることから、これらの工事と併せて耐震改修工事をおこなう場合に限った、リフォーム融資に係る支援も検討します。

(2) 住宅・建築物の地震防災対策に関する啓発・知識の普及

① 地震防災マップの作成・公表	揺れやすさマップ、建物被害想定マップを帯広市HP等で公表
② 地震防災対策普及のためのパンフレット作成・配布	パンフレットの配布による周知
③ 市民向けセミナー等の開催	リフォームセミナー等による知識の普及
④ 自治会・町内会等との連携	地域内での協働・連携や取り組み意識の醸成

(3) 耐震化促進を優先する建築物

- 災害時における救護拠点・要援護者の利用施設など防災対策上重要な建築物、危険物を取り扱う施設、大規模地震が起きた時に通行を確保すべき道路の沿道にある民間建築物の耐震化に努めていきます。